

日田市創業支援等事業計画について

1. 日田市創業支援等事業計画とは

日田市では、地域の創業を促進するため、国の法律（産業競争力強化法）に基づき、「日田市創業支援等事業計画」を策定し、国による認定を受けています。

本計画に基づき、創業支援等事業者（創業・中小企業支援機関、金融機関等）と連携して、創業相談窓口の設置や創業セミナー等の支援事業を実施しています。

2. 支援対象者

創業者（創業希望者、創業後5年未満の者）

3. 特定創業支援等事業

本計画内の支援事業の内、市と創業支援等事業者が連携して創業者に対して行う「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識が身につく継続的な相談、セミナー等については「特定創業支援等事業」と位置づけられており、特定創業支援等事業を受け、本市が発行する「特定創業支援等事業」により支援を受けたことの証明書の交付を受けた創業者には、国の優遇措置があります。

創業支援等事業者	特定創業支援事業	お問い合わせ先
日田商工会議所	相談対応 創業支援セミナー	0973-23-3184
日田地区商工会	相談対応 創業支援セミナー	0973-57-2976
日本政策金融公庫 (別府支店)	事業計画、資金計画支援 融資相談	0977-25-1151
大分銀行	相談対応	0973-23-2101
福岡銀行	相談対応	0973-24-4111
筑邦銀行	相談対応	0973-24-3171
西日本シティ銀行	相談対応	0973-23-3194
豊和銀行	相談対応	0973-22-5121
日田信用金庫	相談対応	0973-23-3177
大分県信用組合	相談対応	0973-22-6121
大分県 (経営創造・金融課)	創業準備ロングランセミナー (おおいたスタートアップセンター)	097-506-3232

4.国の優遇措置とは

①日田市内で会社※1を設立する場合の登録免許税が軽減※2

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社、合同会社の場合

登録免許税は通常、資本金の0.7%→0.35%

株式会社の最低税額：15万円の場合→7.5万円（半額）

合同会社の最低税額：6万円の場合→3万円（半額）

合名会社、合資会社の場合

登録免許税は通常、1件につき6万円→3万円（半額）

②創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用可能に
（通常、個人の場合1か月前、法人2か月前から）

③日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸与利率の引き下げ

本資金の貸与利率の引き下げの対象となり、通常よりも低い貸与利率での同資金の利用
が可能になります。

5.問い合わせ先及び証明書発行窓口

日田市商工観光部 商工労政課 地域産業支援係（日田市役所庁舎3階）

郵便 877-8601 日田市田島2丁目6-1 TEL：0973-22-8239